

埼玉東部法律事務所

vol.44
2021.1

埼玉東部法律事務所 〒343-0816 埼玉県越谷市弥生町3番33号 越谷東駅前ビル5階 URL:<http://saitamatobu-law.jp/>

CONTENTS

- ◆弁護士近況
- ◆特集1. 福島原発・生業訴訟控訴審判決のご報告
- ◆特集2. 学問の自由について思う
- ◆特集3. 働く人の新型コロナウイルス感染症問題



Photo: Shinichi Kawasaki 浅間山

明けましておめでとうございます。

昨年突如として発生したコロナ禍は、私たちの日常にとっても大きな暗い影を落としました。「人と人とを隔てることを余儀なくされるウイルス」の登場は、ソーシャル・ディスタンスという、私たちにとって未知の概念の定着を半ば強制的に促し、人と人とのつながりに重きを置く人々にとって自身の価値観、人生観を一変させる出来事となりました。

当事務所は、設立当初から、人・地域とのつながりに重きを置く法律事務所のひとつです。

そして、現在もその考え方にまったく変わりはありません。この事態であるからこそ、当事務所の持つ力を余すところなく発揮して、このコロナ禍においても人・地域とのつながりに重きを置く法律事務所であり続ける所存です。

地域への支援や学習会の実施等、感染拡大対策への配慮と同時に状況の変化に即応した様々な活動を実行し、これからも皆様の拠り所となる法律事務所を目指して参ります。

本年も、何卒、よろしく願い申し上げます。

運営委員長 弁護士 斉藤 耕平

弁護士 佐々木新一
弁護士 山越 悟
弁護士 池永 知樹
弁護士 川崎 慎一
弁護士 田中 浩介
弁護士 斉藤 耕平
弁護士 小木 出
弁護士 北川 浩司
弁護士 野口 千晶
弁護士 根本 明子
弁護士 井上あすか
弁護士 石川 智也
事務局一同



弁護士
佐々木 新一
Sasaki Shinichi

自分の本棚を見直しました

感染症の本が欲しくて神保町まで出かけました。大きな本屋さんをぶらぶらして町山智浩氏の「言霊USA」などを買いました。トランプに対抗する創意工夫にちょこっと感動です。感染症関連では、全ての本が20世紀後半以降環境破壊などの影響からウイルスによる感染症の危険が強まっていることに触れていました。私たちはこの警告を見落としていました。自粛のため自宅の本棚をチェックすることになると、読み直したい本がたくさんありました。なかなかのものだと見直しました。自宅の本を読み返すだけで当分過ぎせそうです。

思い込みを捨て事実と向き合うことを教えられた本として今年は「ファクトフルネス」がおすすめです。読みやすい本でした。宇沢弘文氏と鶴見俊輔氏の評伝も是非。力作です。今年はまだ頑張れそうです。



弁護士
山越 悟
Yamakoshi Satoru

近況のご報告

休んでいた国選弁護を再開しました。改めて、人は何故罪を犯すのかと自問します。括ってしまえば、環境・個性等条件は様々であるものの、欲求の亢進と抑制力の低下があり、抑止できない場合が生じるのだと思います。

戦争も無理やり括れば、集団がおかれた環境と個性等の条件に規定された国家的（集团的）欲求と抑止の問題だと言えらると思われまふ。国家的欲求を実現する手段（政治の延長）としての戦争は法的に否定されましたが、現実にはなくなり、違法な戦争の可能性を否定しきれない。そうすると正当防衛戦争も武器もなくなる。

しかし、戦争を繰り返してきたドイツとフランスの関係改善や日本における戦国時代の終焉等の歴史をみれば、条件の変化によって戦争欲求は抑えられる。昨年10月24日、核兵器禁止条約の批准国が50か国に達しましたが、核保有国が批准する条件は何か。国連が強化される条件は何か。どうすれば揃うのか。課題です。



弁護士
池永 知樹
Ikenaga Tomoki

コロナ禍でのリーガルサービス革新に向けて

コロナ禍の一年でした。引き続き感染防止対策をとりながら、地域の皆様と事業者の皆様に対するベスト・リーガルサービス提供に向けて精進しております。

コロナ禍の中での法的トラブルが確かに増えました。この1年を振り返っても、COVID-19と賃料問題、消費者問題、持続化給付金、中小企業支援、倒産対応、離婚、DV、裁判遅延対応等々、COVID-19に関わる様々な法的問題に関わってきました。

他方、ZoomをはじめとするITツールによってオンライン面談・会議ができるようになり、衝撃の緩和を図れるようにもなりました。もっとも、大切な法律判断・意思決定時には、やはり対面での面談が大切です。線引きをどこで図るか、現代テクノロジーはどこまで障壁を乗り越えられるのか？どこから限界に直面するのか？引き続き試される一年になりそうです。

皆様、今年一年どうぞお大事に。本年もよろしくお願ひ申し上げます。



弁護士
川崎 慎一
Kawasaki Shinichi

ファクタリングにご注意を

最近「給与ファクタリング」と称して、給与債権の買取代金として金銭を提供する業者が見受けられます。貸金ではないから、利息ではないとあって、高額な手数料を請求されたりしますが、実質的には貸金です。給与ファクタリングが貸金に当たるとした裁判例もあります。

また、事業者を対象に、売掛金債権などの買取代金として資金を提供するファクタリング業者もあります。こちらはすべて貸金だといいきれませんが、債権を売却したことを売掛先へ通知せず、債権の管理、回収を売掛金の売主に委ね、回収できなかった場合は売主が債権を買戻すというような場合は貸金にあたります。このようなファクタリング業者は、売掛金の買取代金が著しく低額だったり、高額の手数料を要求することもあります。

ファクタリングの利用には十分な注意が必要です。



弁護士
田中 浩介
Tanaka Kosuke

事実（ファクト）は大事ですね

自宅から、徒歩4、5分で伝右川、あと数分で、綾瀬川です。最近、健康のためか、それら川沿いを歩く機会が増えました。ウォーキング（速い）というか散歩（遅い）です。歩いている時間は思索の時間でもありますが、なかなか爽り多くありません。最近ひどいなあとと思うことの一つは、世の中（SNS、マスコミ）の誤った情報の流通でしょうか。それだけに「ファクトチェック」も盛んになっていると思います。広告であれば、嘘、大袈裟、紛らわしいものに対してはJARO（ってなんじゃろ）があります。放送関係ではBPOが機能するかもしれません。それでのお実情が、ほとんどは正されていない、余り真実が伝わっていない、ということであるとすると、マズいです。この点、根拠（証拠）に基づいて事実（真実は何か）が判断されるのであれば、誤った情報が幅を利かせることはありません。そう、裁判においては、双方の言い分を聴き、証拠を吟味して「何が真実か」が判断されると言われます。建前だけではなく、実質がそうでなければなりません。そのためには、裁判官が公正中立であることは大前提として、代理人（民事）、弁護人（刑事）としてのほたらきも重大です。熱くても冷静に（と言ひ聞かせて）、今年もがんばります。



弁護士
斉藤 耕平
Saito Kobei

弁護士15年目になりました

昨年10月で、弁護士登録15年目に入りました。登録したてのころは、10年を過ぎた弁護士はベテランに見えて仕方がなかったのですが、自分がそうなってみると、どのくらい成長できただろうかと不安になることも多くあります。この15年の間に、スマートフォンが生活必需品となったり、震災が起こったり、得体のしれないウイルスが蔓延したり、想像を超えるようないろいろなことがありました。そんな周りの情勢に流されないように必死に食らいつくような毎日を過ごしていますが、それでも、子どもの宿題や学校の様子を見てみると、もう聖徳太子とは呼ばないだとか、色鉛筆に「はだいろ」がない（私たちがイメージするあの色はパールピンクと呼ぶらしいです）だとか、研究の進展や文化の多様化に伴うある意味で当然の変化があることもわかりました。ひとつの価値観に拘泥しないことを忘れず、これからも弁護士の仕事を続けていこうと思います。いつまで続けられればいいのか。



弁護士
小出 出
Ogi Izuru

人の命を大切に社会へ

極限状態に陥ったときに、人の価値観は、剥き出しになる。
2020年4月、緊急事態宣言により、経済活動が停滞した。1つの極限状態。その結果、失業した方、破産に追い込まれた方もいる。
しかしながら、経済活動を優先して、人の命を蔑ろにするべきではない。新型コロナウイルスに感染し、自分やその周囲の方々が命を失ってしまったら、社会生活を営むことができなくなるからだ。引き換えに、経済的繁栄を指向しても、享受できない。
埼玉弁護士会では、2020年3月26日、「死刑廃止に関する総会決議」を議決した。同決議は、憲法13条で保障する「生命…権利」（生命権）は、すべての権利や自由を享受するための前提となる根元的な人権であり、これを侵害する死刑は違憲であるとする点が肝である。
一刻も早く、元通りの生活に戻ることを願うとともに、経済活動よりも、人の命を尊重し、死刑を廃止する社会を目指したい。



弁護士
井上あすか
Inoue Asuka

ファスティング

心身共にリラックスしたいと思い、プチ断食合宿に参加してみました。食事こそ制限されるものの、温泉に入ったり、マッサージを受けたりしながらゆっくりと過ごせることで、この上なく幸せな休暇になるだろう、体重も減って良いこと尽くし！…と思いきや、初日から空腹に耐えられず食べ物のことばかり考えるようになり、2日目には朝から低血糖状態になって一日中ベッドから動けず、何もできずに合宿は終わってしまいました。なぜか体重も微増。帰りの電車でたけのこの里とじゃがりこを貪るように食べ、日常に戻れた幸せを噛みしめたのでした。どうやら私には、断食は向いていなかったようです。心を新たに、今年もモリモリ食べて業務に励みたいと思います！



弁護士
北川 浩司
Kitagawa Kouji

How Wars Start

高校時代、英語の教科書に標題の一節がありました。雨の休日おうち遊びをする幼いビリー君、唐突に「パパ、戦争はどうして起きるの」。父親が新聞から目を上げ「米国が英国ともめたとするだろ、それで…」と口を開くと、「そんな例えは不適切よ」と割って入る母親。鼻白んで言い返す父親。あっという間に夫婦喧嘩に。ビリー君、両親の顔を見比べ「お願いけんかはやめて。どうして戦争になるか今わかった」という笑い話。
憲法秩序の破壊の限りを尽くし、安倍政権が退陣していきました。安法制にしろ秘密保護法にしろ、明らかに国民を戦争動員しやすくする置き土産を残して。それでも、法律の成立で日常生活に肌で感じる変化はありませんでした。
それよりも、社会の空気が一変し、あっという間に全体主義になだれ込んでしまうことも現実がありうると教えてくれたのが「コロナ禍」でした。基本的人権の居住移転の自由（「ステイホーム」）も営業の自由（飲食店等の営業自粛要請という強制）も吹き飛び、「自粛警察」なるものが跋扈しました。「非国民」という言葉で戦争協力を煽った歴史とだぶって見えないでしょうか。社会全体のために個人の行動を制約して当然という考えは警戒すべきものです。



弁護士
石川 智也
Ishikawa Tomoya

資格

弁護士は、司法試験に合格し、その後の研修や更なる試験を経て「弁護士」という資格を持っています。しかし、司法試験に必要な法律知識だけで弁護士業を行うことは当然ながら不可能で、日々の研鑽が求められます。私としては、単に勉強するだけではやつまらないので、資格試験を通じて勉強するようにしています。ちなみに、去年はファイナンシャルプランナー2級、今年は宅地建物取引士（合格発表は本稿執筆時ではまだですが、自己採点が合っていれば合格のはずです…。）を取りました。次はどのような資格の勉強をするか検討中です。調べてみると、聞いたこともないような本当に様々な資格があることに気づかされます。弁護士業を続けていくためには資本である体の健康にも気を遣わなければいけないので、次は「栄養検定」なるものに手を出してみようかと考えているところです。



弁護士
根本 明子
Nemoto Akiko

弁護士生活10年が過ぎました

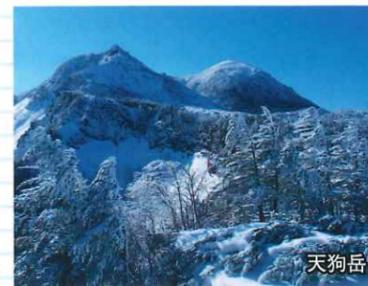
今年で、弁護士生活11年目に入りました。
この10年で取り扱った事件の種類では、離婚に関する事件（離婚、養育費、面会交流など）が多かったように思います。裁判手続についていえば、50名を超えるお客様からご依頼をいただきました。弁護士になった時は、未婚でしたが、その後、結婚・出産を経験し、当初に比べて、お客様のお気持ちに共感できる部分が増えたと思います。とはいえ、私が本当に分かるのは、「私の結婚生活」ですから、お客様のご家庭のお話をうかがう際は、今でも、新鮮な発見や驚きがあります。
最近、かつてのお客様から、再度ご相談やご依頼をいただくことがあります。このようなご相談を受けると、他のお客様は、その後、トラブルに見舞われていないだろうか、と心配になります。特に、面会交流がうまくいっているのかは、気になります。この記事をご覧になりました私のかつてお客様がいらっしゃいましたら、よろしければ、その後の面会交流の状況をお知らせ頂けると幸いです。

埼玉東部登山部

〜冬^{てんくだけ}の天狗岳〜



天狗岳。標高2,646m。八ヶ岳にあり、東西二峰からなる双二峰である。同名の山は全国にいくつもあると思われるが、八ヶ岳のものが一番有名であろう。



天狗岳

2019年の暮れに唐沢鉱泉から登った。黒百合平を経て中山峠を過ぎると、二つのピークがきれいに並んで見える。この日は快晴で、山頂からは霧ヶ峰と美ヶ原の向こうに北アルプスを見渡すことができた。



硫黄岳（右奥）

西尾根を下山したが、途中で振り返ると、雪化粧をした針葉樹林の向こうに、白い硫黄岳が見えた。

部長 川崎 慎一

特集1 福島原発・生業訴訟控訴審判決のご報告

昨年9月30日、仙台高等裁判所において生業訴訟の控訴審判決が言い渡されました。判決では、2017年10月の福島地裁判決に続き、福島原発事故についての被告国と東京電力の法的責任を明確に認めました。

本件事故の予見可能性に関しては、いわゆる「長期評価」について「相当程度に客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見であったことは動かし難い」、「遅くとも平成14年末頃までには、10メートルを超える津波が到来する可能性について認識し得た」と評価して、被告らの予見可能性を明確に認めました。また、被告らの結果回避可能性についても、重要機器室やタービン建屋の水密化等の対策によって本件事故の発生を防ぎ得る可能性があったとして肯定し、国と東電の過失責任を認める結論を判示しました。

控訴審判決は、「『長期評価』の見解等の重大事故の危険性を示唆する新たな知見に接した際の東電の行動は、当該知見をただちに防災対策に生かそうと動いたり、当該知見に科学的・合理的根拠がどの程度存在するかを可及的速やかに確認したりせず、新たな防災対策を極力回避しある

いは先延ばしにしたいとの思惑のみが目立つものであったといわざるを得ず」、「東電の義務違反の程度は著しい」として、当時の東電の対応を強く非難しました。国の責任についても、「不誠実ともいえる東電の報告を唯々諾々と受け入れることとなったものであり、規制当局に期待される役割を果たさなかった」として、断罪しています。

控訴審判決では、国と東電の責任を厳しく断罪し、かつ、中間指針の範囲と水準を大きく上回る判断をした結果、地裁判決から賠償額が倍増しました。

福島原発事故を巡る集団訴訟において、この間、国の責任を認める地裁判決が7つ、認めない地裁判決が6つと、国の責任の有無について判断が分かれていましたが、国を被告とする集団訴訟の中では初の高裁判決で勝利したことの意義は大きいと考えられます。勝訴の背景には、いわき避難者訴訟、強制起訴裁判を含む累次の訴訟の成果があります。住民側の訴訟団が今後もより一層団結し、国と東電とたたかっていくことが、被害の全体救済を実現するために重要であると考えます。

弁護士 斉藤 耕平

特集2 学問の自由について思う

学者の一般向けの本を自分なりに読んできました。最近、ちょっと古いですが、ホーキングの「ホーキング、宇宙を語る」、加藤陽子の「それでも、日本人は「戦争」を選んだ」などです。加藤さんは時の人です。

さて、学問は、真理や正義を探究する人の知的営みです。何故人間に知的探究心があるのか不思議ですが、おそらく突然変異によって備わり、適応性があったからだと思います（ホーキング）。適応性があったということは、人が生きることに関与したということで、現に、科学は過去において人類の幸福に大いに役立ちました。現在及び将来がどうか不安はありますが（核技術等）、遺伝子技術、AI技術等は人間性すら変え、自由や平等の内容つまり正義の内容を変化させると思われます。そうなると正義（倫理）に関する探究は重要です。歴史学も、過去の歴史を教訓としてより正しい未来選択をするために不可欠です（加藤陽子）。

ところで、憲法は学問の自由を保障しています。言うまでもなく、自由な集团的探究によって、はじめて真理及び正義に接近できるからです。また、民主主義の課題の一つは、決定が正しさに近づくために民意が向上することですが、そのために学問が接近した真理や正義を我々が学ぶこ

とが必要で。

しかし、学問の自由は、政治権力によって侵害されます。民主政治であってもその危険はあります。何故なら、政策は一定の事実認識や正義に基づいて立案されますが、現実の民主政治ではそれらは選挙及び国会における多数決によって決まるからです。そこで、一部の者の真理や正義を実行するために、より一般的な真理や正義の探究とその表現が邪魔になることがあります。しかし、人類の幸福と民主主義のためには、学問の自由が制限されてはなりません。例えば、加藤さんは、日本人が何故戦争をしたのかを考え続けています。見解に対する賛否はあるでしょうが（「選んだ」という表現、経済の分析が少ない等）、探究が妨害されたら歴史から正しい教訓を得られなくなります。

人間には、生存、安心、名誉等の欲求があり、人事は欲求の充足に影響を与え、学者の探究心に対しても抑制力を持ちます。今の政府は、人事によって官僚を統御してきました。この手法は、部分的正義（政策）の実行レベルでも問題を含みますが、学問については、特に人事によって学者を統御し学問を統制してはならないのです。

弁護士 山越 悟

特集3 働く人の新型コロナウイルス感染症問題

2020年は、日本も世界も、ほぼ、新型コロナウイルス感染症（COVID-19、以下「コロナ感染症」）の年でした。2021年も、おそらくそのようです。さかのばれば、日本は、ここ10年（2011年～2020年）、凡そ、東日本大震災にはじまり、コロナ感染症の問題が静まらない中終わったといえそうです。ここ10年、日本は、全体としての経済の低迷、格差拡大、科学立国の凋落、キャリア官僚の退職増、マスコミの自由度、女性の地位、子どもの幸福感いずれも低下などが生じて来ました（近年とみに、というものもあります）。政権は選挙によって選ばれるものとはいえ、政策の誤りも大きかったのではないかと思います。

そのような状況でのコロナ感染症の直撃であり、しかも、東アジア諸外国との比較において、日本のコロナ感染症対策は、上手くいっていないようです。仕事をする人の大部分は勤労者（労働者）ですので、そのような人たちの（負の）影響が、大きいといえます。厚労省の集計によれば、雇用調整の可能性がある事業所数累積113482、解雇等見込み労働者数累積71121人ですが（11月13日集計）、実際はもっと多いはずで。

そこで、コロナ感染症に関わる労働問題にとりうる対応について、ざっとではありますが、以下にご紹介します。なお、事態はかなり流動的ですが、2020年11月中旬ころの情報をもとにしています（厚労省や労働弁護団のHP（Q&A）などご参照下さい）。

2020年4月1日から12月31日までの間、コロナ感染症の影響を受けた勤務先の都合により休業をしたが賃金が支払われなかった労働者は、休業支援金・給付金を受けることができます。支給金額は、休業前賃金の8割（日額上限11000円）です。2020年秋の運用変更により、日々雇用、登録型派遣、シフト制で勤務する労働者も、支給対象者に含まれることとなりました。

この支援金・給付金は、労働者が申請して受けるものですが、使用者（会社）が、休業させた労働者に対して賃金を支払った場合、雇用調整助成金を受けることができます。制度自体は以前からありましたが、コロナ感染症対策の為、適用範囲等が拡大されました。もちろん案件ごとに異なりますが、申請から支給まで必ずしも時間を要するわけではないようです（手続きに詳しい専門家に依頼するかどうかもよるようです）。また、それとは別に、小学校等に通う子どもを世話するために休んだ労働者に賃金を支払った（有給休暇除く）使用者が、支払った賃金分（上限有）の女性を受けられる休暇取得支援の制度もあります（2020年10～12月の休暇が対象）。これら手段は、使用者として積極的に利用すべきですし、このようなものを利用せずに、経営悪化を理由に解雇（整理解雇）しようとしても、十分な根拠がないとされる可能性が高いといえるでしょう。

また、多くの労働者は、仕事をするにおいて人との接触が避けられません。仕事をする中で、コロナ感染症にかかってしまい、休業するということがあります。通常、病気が労災と認められるハードルは低くないのですが、「感染経路が判明し、感染が業務によるものである場合」や、感染経路が判明しない場合であっても「複数の感染者が確認された労働環境下での業務」「顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務（小売業販売業務、バス・タクシー運送業務等）」などは感染リスクが高いとされています。万が一の際は、積極的に労災申請するべきでしょう。コロナ感染症が要因となった、賃金不払い（減額）や解雇の適法性は難しい問題ですが、賃金支払いや解雇等については、民法、労働基準法、労働契約法などが詳しく定めていて、労使対等の理念、信義誠実、健康等への配慮などが重要です。コロナ感染症は、特殊な問題ではありますが、そうであるからといって、法律による規律や規制が、安易に緩められてはならないでしょう。例えば、コロナ問題が要因となって休業させた場合、6割の休業手当（労基法26条）を支払えばよい（あるいは、支払わなくてもよい）と言われることもありますが、あくまで使用者の判断による休業（就労は不可能ではなかった）という場合、賃金全額を支払わなければならないと考えられます（民法536条2項）。

お困りの際は、弁護士等にお早めにご相談ください。



弁護士 田中 浩介